

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
その翌
日)

目次

- ◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 国定公園の公園計画の決定

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和

四十五年十月鳥取県条例第六十号)中別表の第一種県営住宅の表の上粟島第四団地に関する部分及び第二種県営住宅の表の浜坂第十二団地に関する部分の施行期日は、昭和四十六年二月二十日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

上粟島第二 五、八一〇円 を

上粟島第二	五、八一〇円
上粟島第四	六、四三〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表

中 寿	四、七五〇円
-----	--------

を

中 寿	四、七五〇円
浜坂第十二	四、四四〇円

に改める。

測ヶ浜線

終点 鳥取県岩美郡国府町石井谷(公園界)
起点 鳥取県岩美郡岩美町鳥越(公園道海上河合谷)

東因幡線

終点 鳥取県岩美郡岩美町鳥越(公園界)
起点 鳥取県八頭郡家町姫路(公園界)
終点 鳥取県八頭郡家町姫路(公園界)
起点 鳥取県八頭郡八東町滝谷(公園界)

若桜温泉線

終点 鳥取県八頭郡八東町滝谷(公園界)
起点 鳥取県八頭郡若桜町諸鹿(公園界)
終点 鳥取県八頭郡若桜町諸鹿(鳥取兵庫両県々境)

菴米桑ヶ仙線

終点 鳥取県八頭郡若桜町菴米(公園道海上河合谷)
起点 鳥取県八頭郡若桜町諸鹿(鳥取兵庫両県々境)

戸倉峠線

終点 鳥取県八頭郡若桜町落折(公園道海上河合谷)
起点 鳥取県八頭郡若桜町落折(公園界)

若桜南光線

終点 鳥取県八頭郡若桜町吉川(公園界)
起点 鳥取県八頭郡若桜町落折(鳥取兵庫両県々境)

芦津永昌山線

終点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園界)
起点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園界)

芦津永昌山線

終点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園界)
起点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園界)

沖ノ山線

終点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園界)
起点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園界)

黒岩高原線

終点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園歩道沖ノ山登山線分岐点)
起点 鳥取県八頭郡智頭町波多(公園界)

三 道路(歩道)

路線名

位置

河合谷水ノ山線

終点 鳥取県八頭郡若桜町諸鹿(公園道水ノ山日名倉山線分岐点)

雨滝河合谷線

終点 鳥取県八頭郡若桜町諸鹿(公園道水ノ山日名倉山線分岐点)

扇ノ山登山線

終点 鳥取県八頭郡若桜町諸鹿(公園道水ノ山日名倉山線分岐点)

終点 鳥取県八頭郡家町姫路(公園道東因幡線分岐点)

終点 鳥取県八頭郡家町姫路(扇ノ山頂上)

終点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園道沖ノ山線分岐点)

終点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園道沖ノ山線分岐点)

岐点)

起点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園道沖ノ山線分

岐点)

終点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園道氷ノ山日名

倉山縦走線分岐点)

芦津溪線

起点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園道沖ノ山線分

岐点)

終点 鳥取県八頭郡智頭町芦津(公園道沖ノ山線分

岐点)

那岐山登山線

起点 鳥取県八頭郡智頭町河津原(公園道那岐山登

山線分岐点)

終点 鳥取県八頭郡智頭町河津原(公園界)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価】一部一箇月三百円(送料を含む。)